

H30年11月国提示資料

森林経営管理法の事務の手引（案）

（その1 経営管理権集積計画及び経営管理実施権配分計画等 編）

平成 30 年 11 月

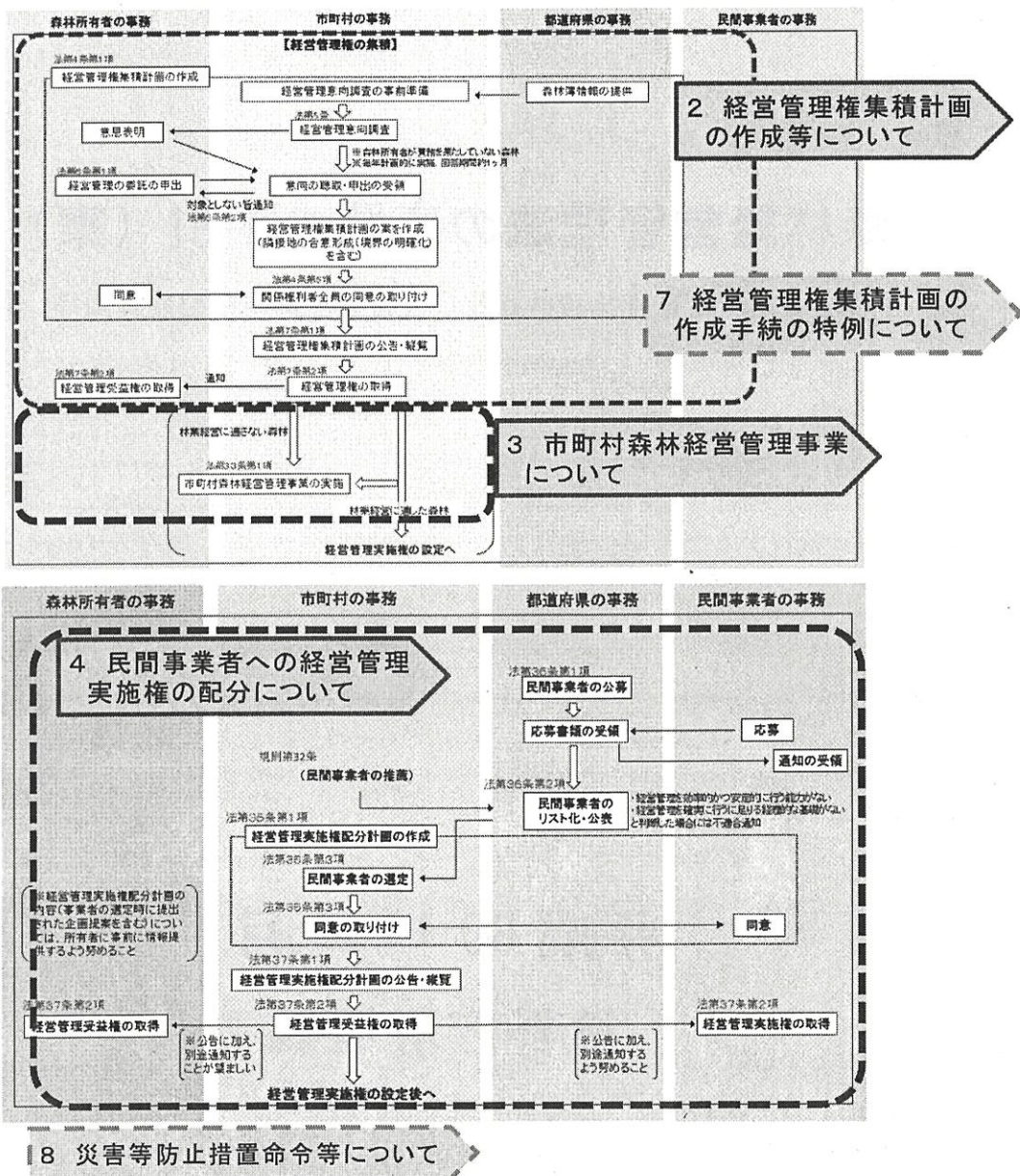
林野庁計画課

○ 本手引の位置付け

平成30年5月に森林経営管理法（平成30年法律第35号。以下「法」という。）が成立し、市町村が主体となって、適切に経営や管理が行われていない森林について、森林所有者に働きかけ等を行うことにより、森林の経営や管理の確保を図る森林経営管理制度が創設されたところです。

本手引は、平成31年4月に法が施行されるにあたり、主に森林経営管理制度に係る市町村の事務が円滑に実施されるよう、標準的な作業手順、判断基準等をまとめたものです。

都道府県及び市町村においては、本手引を参照の上、地域の実情を踏まえながら森林経営管理制度を適切に運用願います。



図：本手引の位置付け

目次

1. 森林経営管理法の趣旨及び概要	- 1 -
1-1 趣旨	- 1 -
1-2 用語の定義	- 3 -
1-3 対象となる森林について	- 5 -
1-4 森林所有者及びその責務等	- 5 -
1-5 経営管理について	- 6 -
1-6 経営管理権及び経営管理実施権について	- 7 -
1-7 経営管理権集積計画及び経営管理実施権配分計画について	- 9 -
2. 経営管理権集積計画の作成等について	- 10 -
2-1 経営管理権集積計画を定める森林について	- 10 -
2-2 経営管理権集積計画作成の事務の流れ	- 11 -
2-3 経営管理意向調査について	- 14 -
2-4 森林所有者からの申出への対応	- 22 -
2-5 経営管理権集積計画の作成・同意取得	- 25 -
2-6 経営管理権集積計画の公告及び縦覧	- 44 -
2-7 経営管理権集積計画の取消し	- 46 -
2-8 その他	- 48 -
3. 市町村森林経営管理事業について	- 49 -
3-1 概要	- 49 -
3-2 民間事業者の能力の活用	- 49 -
3-3 経営管理の実施方法	- 50 -
3-4 事業経費及び収益の取扱	- 50 -
4. 民間事業者への経営管理実施権の配分	- 51 -
4-1 経営管理実施権配分計画の作成について	- 51 -
4-2 経営管理権集積計画作成の事務の流れ	- 51 -
4-3 民間事業者の公募・公表（都道府県実施）	- 53 -

4-4	民間事業者の選定	62
4-5	経営管理実施権配分計画の作成・同意取得	65
4-6	経営管理実施権配分計画の公告及び縦覧	78
4-7	計画的かつ確実な伐採後の植栽等の実施のための経費の留保について	80
4-8	林業経営者に対する報告の徴収	80
4-9	経営管理実施権配分計画の取消し	81
4-10	その他	82
5.	国への報告	84
6.	経営管理によって発生する金銭の会計処理について	85
6-1	林業経営者の会計処理例について	85
6-2	森林所有者の会計処理例について	85
6-3	林業経営者が森林所有者へ通知する事項について	86

(その2 経営管理権集積計画の作成手続の特例等 編)

7. 経営管理権集積計画の作成手続の特例について
8. 災害等防止措置命令等について
9. 都道府県による事務の代替執行について (都道府県実施)
10. 市町村の実施体制の確保について
11. 林業経営者への支援措置について

2-5-2 経営管理権集積計画の記載内容に係る留意事項

2-5-2-1 森林の整備及び保全に関する計画との調和

(経営管理権集積計画の作成)

第四条 (略)

2、3 (略)

4 経営管理権集積計画は、森林法第十条の五第一項の規定によりたてられた市町村森林整備計画、都道府県の治山事業（同法第十条の十五第四項第四号に規定する治山事業をいう。）の実施に関する計画その他地方公共団体の森林の整備及び保全に関する計画との調和が保たれたものでなければならない。

5 (略)

経営管理権集積計画は、市町村森林整備計画、都道府県の治山事業の実施に関する計画その他地方公共団体の森林の整備及び保全に関する計画との調和が保たれたものである必要があります（法第4条第4項）。

そのため、経営管理権集積計画の内容は、市町村森林整備計画に定められた施業の基本的な方針に沿った内容にする必要があります。また、今後治山事業が予定されている箇所については、経営管理権集積計画の対象から除外することとします。

また、「その他地方公共団体の森林の整備及び保全に関する計画」として、都道府県知事の定める地域森林計画とも調和が保たれている必要があるため、当該森林が保安林に指定されている場合は、当該保安林の指定施業要件を満たした内容とする必要があります。なお、経営管理権集積計画が定められた後に保安林に指定され、当該経営管理権集積計画の内容が保安林の指定施業要件を満たさない場合は、当該経営管理権集積計画を取り消す必要があります。

2-5-2-2 森林所有者に支払われるべき金銭の額の算定方法に係る留意事項

(経営管理権集積計画の作成)

第四条 (略)

2 経営管理権集積計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一～四 (略)

五 販売収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において森林所有者に支払われるべき金銭の額の算定方法並びに当該金銭の支払の時期、相手方及び方法

六～八 (略)

3 前項第五号に規定する算定方法を定めるに当たっては、計画的かつ確実に伐採後の造林及び保育が実施されることにより経営管理が行われるよう、伐採後の造林及び保育に要する経費が適切に算定されなければならない。

4、5 (略)

経営管理権集積計画においては、販売収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において森林所有者に支払われるべき金銭の額の算定方法並びに当該金銭の支払の時期、相手方及び方法を記載する必要があります（法第4条第2項第5号）。この算定方法を定めるに当たっては、計画的かつ確実に伐採後の造林及び保育が実施されることにより経営管理が行われるよう、伐採後の造林及び保育に要する経費が適切に算定されなければなりません（法第4条第3項）。そのため、「金銭の額の算定方法」を定めるに当たっては、伐採後の造林及び保育に要する経費を算定方法に明示することとします。

なお、「販売収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において森林所有者に支払われるべき金銭の額の算定方法並びに当該金銭の支払の時期、相手方及び方法」は、

森林所有者の利害に直結し、場合によっては経営管理を行う中で、その妥当性等について、森林所有者から市町村に対して説明が求められることが想定されるため、事後に市町村担当者が簡潔明瞭に計画内容に即しているか否かを確認できる記載ぶりとするのが望ましいです。

「販売収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において森林所有者に支払われるべき金銭の額の算定方法」の設定に当たり、「ア：経営管理権集積計画により市町村が経営管理を実施する場合」と、「イ：経営管理実施権配分計画により林業経営者が経営管理を実施する場合」とでは、実施する経営管理の内容及びその経費並びに経費の支出方法（例えば、市町村は公費から、林業経営者は木材の販売収益から）等が異なるため、「ア」の場合と、「イ」の場合の算定方法とは分けて記載することとします。記載例としては表5の通りです。

表5：金銭の額の算定方法の記載例

記載項目	記載内容の例
ア 経営管理権に基づき市町村が市町村森林経営管理事業を行う場合の算定方法	間伐に要する経費は、市町村が負担し、木材の販売収益が得られた場合には、本経費に充当する。なお、森林環境譲与税（仮称）等を活用して全額公費負担で間伐を実施する場合には森林所有者に利益を還元しない。
イ 経営管理実施権に基づき林業経営者が伐採等を行う場合の算定方法	木材の販売収益から伐採等に要する経費を差し引くこととする。 「木材の販売収益」は、林業経営者が経営管理実施権配分計画作成時に提出する見積額を元に市町村が算定した額又は実際に木材を販売して得られた収益の額とする。 「伐採等に要する経費」は、 ① 間伐、造林及び保育に係る経費については、都道府県が決定している森林整備事業に係る標準単価をもとに市町村が算定した額。 ② 主伐に係る経費については、林業経営者が経営管理実施権配分計画作成時に提出する見積額をもとに市町村が算定した額。

なお、「金銭の額の算定方法」の設定に当たっては、経営管理権の存続期間中に森林についての火災、気象災、噴火災が発生した場合に備え、森林保険への加入について森林所有者と協議することが望ましいです。

森林所有者が森林保険に加入することに同意する場合には、森林保険の加入者、費用の負担者、支払われる保険金がある時の請求及び受領する者について整理することとします。例えば、

- ① 林業経営者が森林保険に加入し、その保険料を経費として計上することを記載
- ② 市町村が森林保険に加入することができることとし、その際の費用負担者を記載するかについて、森林所有者と協議することを検討することが望ましいです。

「金銭の支払の方法」の例としては、口座振込みや手渡し等の方法を記載することが考えられます。

「支払の時期」の例としては、伐採前や伐採後等の時期を記載することが考えられます。

「相手方」の例として、森林所有者や森林所有者の親族等を記載することが考えられます。

2-5-2-3 経営管理の内容に係る留意事項（経営管理実施権の設定が見込まれる森林）

市町村は経営管理権を取得した森林について、経営管理実施権配分計画（4参照）を定める場合は、経営管理権集積計画の範囲内で経営管理実施権配分計画を作成する必要があります。そのため、経営管理実施権配分計画を定めることが見込まれる森林の経営管理権集積計画には、林業経営者による主伐等を想定した経営管理の内容を記載する必要があります。

市町村が経営管理権を取得した森林のうち、経営管理実施権配分計画を定める森林は、経営管理実施権の設定を希望する民間事業者がいると見込まれる森林であり、以下のような森林が考えられます。

- ① 森林資源の状況（例：林地生産力が比較的高く（ $5\text{ m}^3/\text{ha}\cdot\text{年}$ を超える）、急峻地ではなく（35度未満）、基幹路網が開設済み等。森林・林業基本計画における育成単層林として整備する森林の基準を参考にすること（図13）。）、木材の供給先の配置（例：原木の需要先となる原木市場や製材工場等が50km圏内にある。）等から効率的かつ安定的な経営管理が行われると考えられる森林
- ② 隣接した森林において都道府県が公表した民間事業者（4-3参照）が森林経営計画を策定している森林
- ③ 都道府県が公表した民間事業者から、経営管理実施権の設定（経営管理の受託）の要望があった森林

また、市町村森林整備計画において主に木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域、水源涵養維持増進森林のうち条件が良く、単層林施業を実施する区域がこの森林に該当すると考えられます。

なお、経営管理実施権の設定を希望する民間事業者が現れるよう、複数の森林を取りまとめることも可能です。

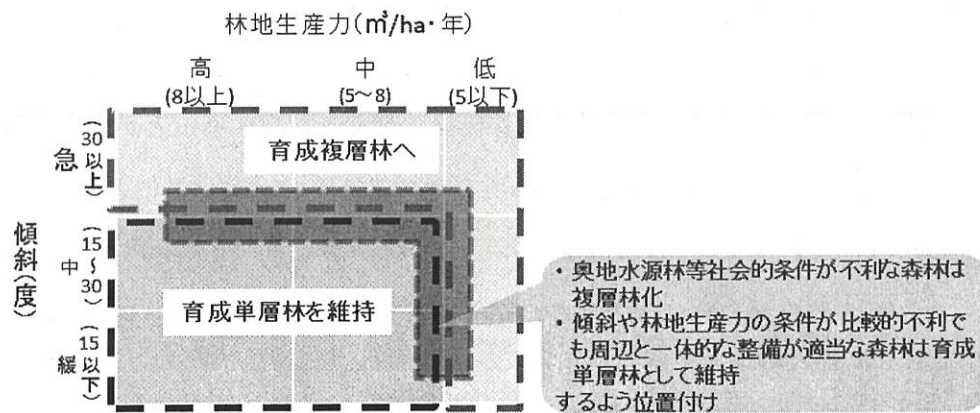


図 13：森林・林業基本計画における育成単層林及び育成複層林の考え方

2-5-2-4 経営管理の内容に係る留意事項（経営管理実施権の設定が見込まれない森林）

市町村が経営管理権を取得した森林のうち、以下のような森林では、経営管理実施権の設定を希望する民間事業者がきわめて少数と見込まれるため、市町村が市町村森林経営管理事業（3参照）を実施することとなると考えられます。

- ① 森林資源の状況（例：林地生産力が低く（ $5 m^3/ha \cdot 年$ 以下）、急峻地であり（35度以上）、基幹路網が未開設等。森林・林業基本計画における育成複層林に誘導する森林の基準を参考にすること（図 13））、木材の供給先の配置（例：原木の需要先となる原木市場や製材工場等が 50km 圏内にない）等から効率的かつ安定的な経営管理が行われないと考えられる森林
- ② 選定を実施したが経営管理実施権の設定を希望する民間事業者が現れなかった森林

市町村森林経営管理事業を実施する場合、当該市町村森林経営管理事業の対象となる森林の状況を踏まえて、複層林化その他の方法により、当該森林について経営管理を行うこととなるため（法第 33 条第 2 項）、市町村森林整備計画において主に複層林施業（択伐によるものを含む）や長伐期施業を推進すべき森林とされているものが該当すると考えられます。

また、市町村森林経営管理事業では、経営管理権集積計画の内容に従って、造林、保育及び伐採を実施することとなりますが、市町村による森林整備は、「森林の管理の適正化」を促進することであることから、収益をあげることを目的とする主伐の実施を積極的に推奨するものではありません。

2-5-2-5 経営管理の内容に係る留意事項（森林所有者から具体的な内容が示されない場合）

経営管理権集積計画の記載内容については、当該森林所有者の意向等の内容を勘案し協議の上、定めることとしますが、実際には森林所有者から具体的な経営管理の内容が提示されない

場合が多いと想定されるので、市町村において、記載内容の案を作成して森林所有者と協議することが望ましいです。

また、経営管理権集積計画は経営管理の内容について具体的に記載する必要がありますが、一方で、経営管理実施権配分計画を定める場合、同計画は経営管理権集積計画の範囲内で作成する必要があります。このため、経営管理権集積計画において経営管理の内容を詳細に記載した場合、経営管理の実施に当たって林業経営者による選択の余地が小さくなるので、経営管理実施権の設定を受けようとする民間事業者が現れない可能性があります。これらを勘案すれば、林業経営者が柔軟に施業内容を決定できるよう、経営管理権集積計画に記載する経営管理の内容には一定の幅を持たせておくことが望ましいです。

記載内容としては、以下の2パターンが考えられます（詳細は別紙記載例）。

パターン① 「経営管理の内容」について施業の種類などやるべき行為のみを記載して、数量等は記載しない、又は幅を持たせて記載する。

パターン② 経営管理権集積計画の「経営管理の内容」の記載は標準的な施業内容にとどめ、「経営管理実施権が設定された場合は、経営管理実施権配分計画による」旨を記載する。

記載例の詳細については、次の記載例を参照して下さい。